

令和4年度の事業評価監視委員会 における審議の進め方

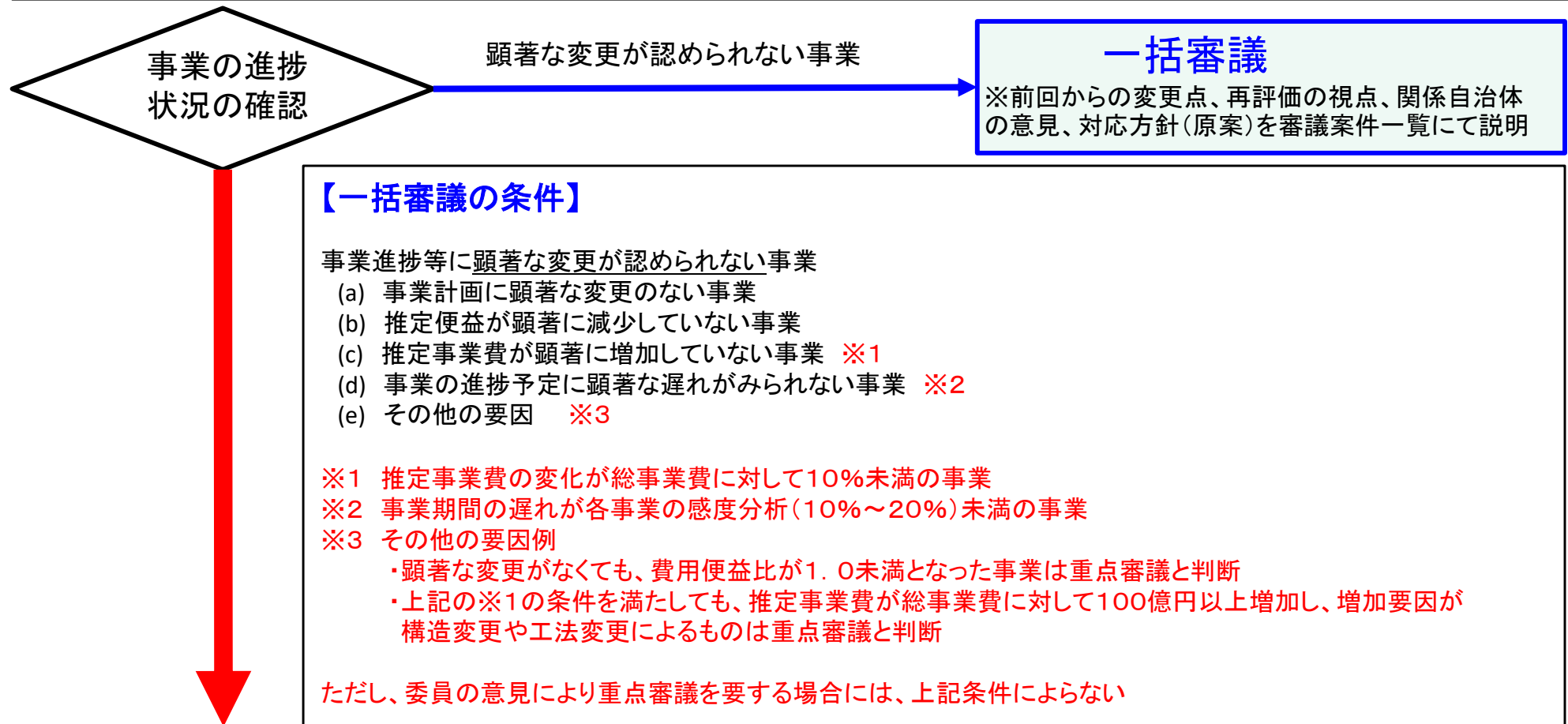
令和4年7月25日

国土交通省 関東地方整備局

1. 再評価の審議区分の選出方法

○「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について(平成25年11月1日)」に基づき、政策評価を形式的なものせずメリハリのある審議を行うため、事業評価監視委員会による重点的な審議を行うとともに、効率的な審議を行う

○関東地方整備局事業評価監視委員会においては、事業再評価は以下のフローを目安に、重点審議と一括審議の2区分で審議



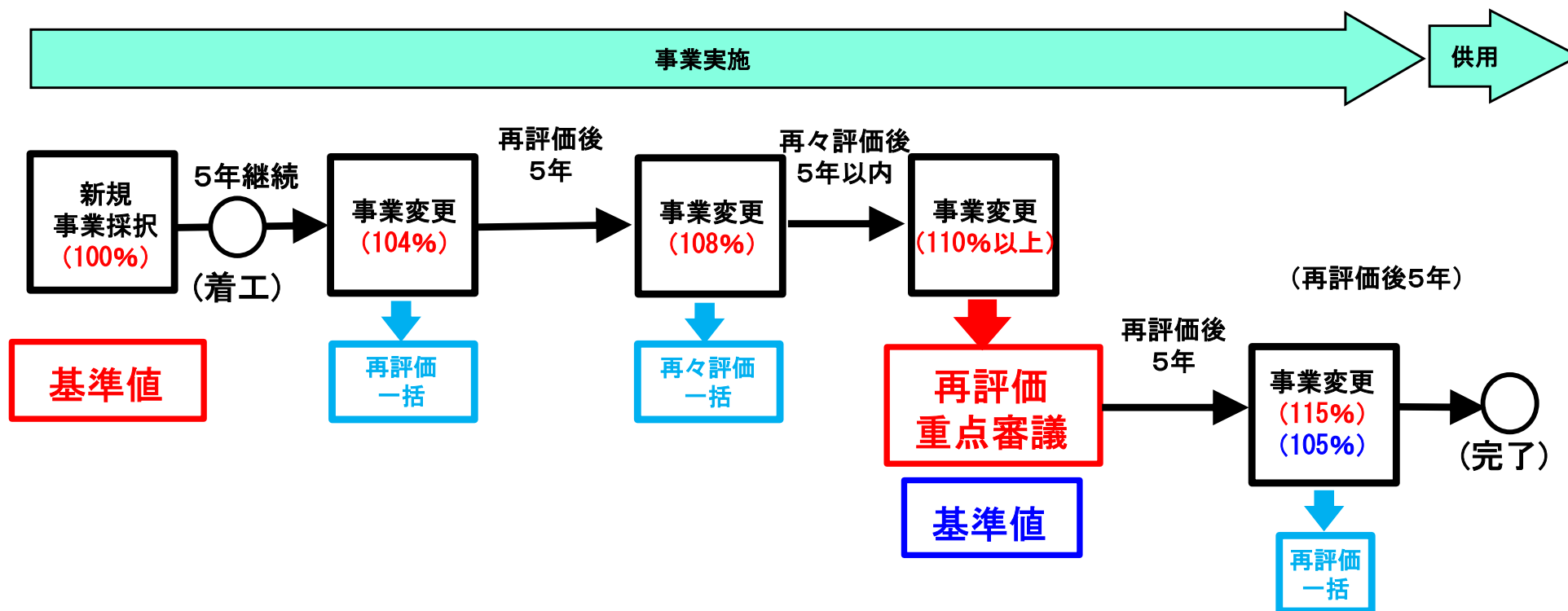
重点審議

※事業概要、進捗状況、事業の評価等を説明し、十分な審議時間を確保

1. 再評価の審議区分の選出方法

- 一括審議は、基準値に対して顕著な変更が認められない時に行う
- 基準値は、重点審議を未実施の事業は新規採択時の値とし、重点審議を実施している事業は重点審議の値とする

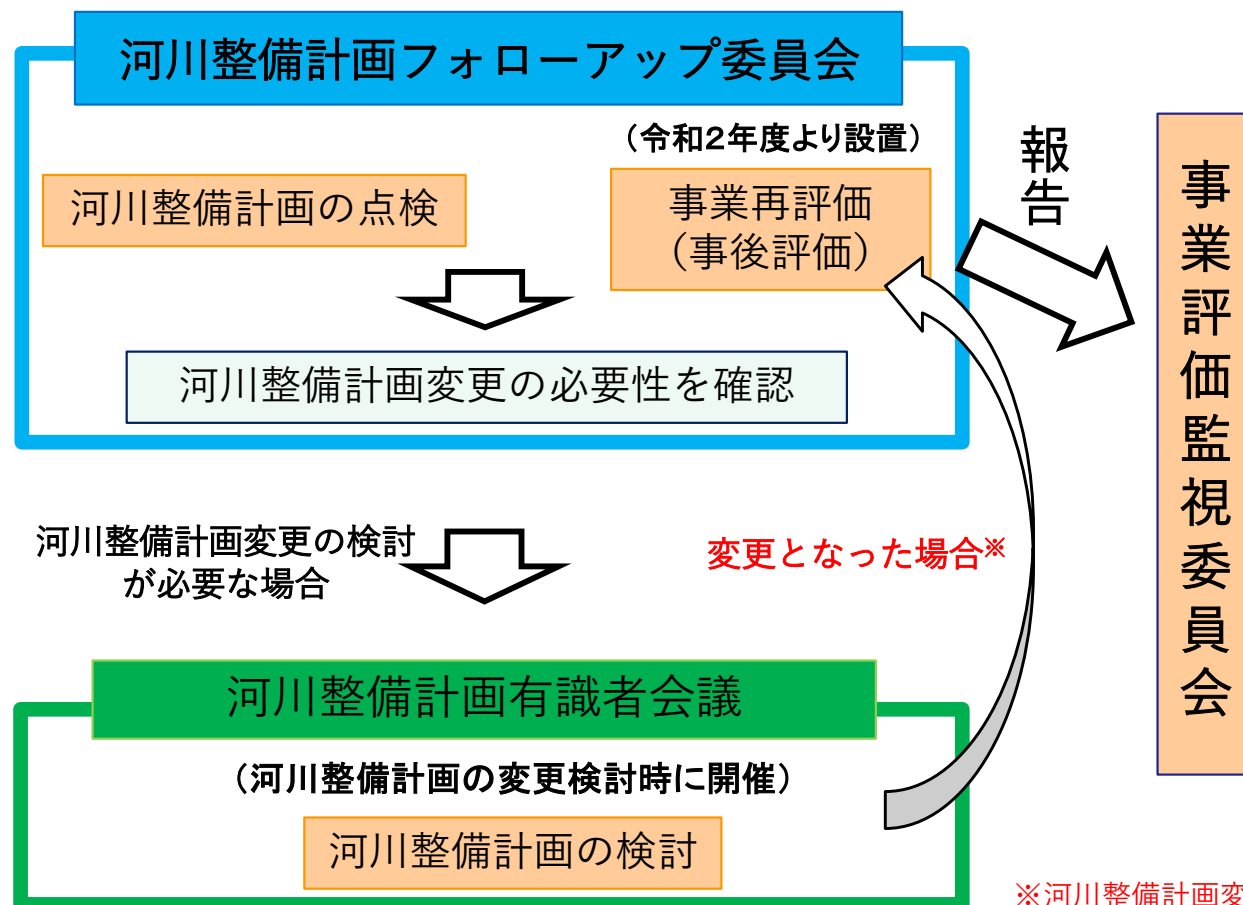
<推定事業費の増加の例>



2. 河川事業の事業評価について

(令和2年度～)

河川整備計画に基づく河川及びダム事業の事業再評価（事後評価）についてはフォローアップ委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会の中で報告する。なお、砂防事業については従来どおり事業評価監視委員会で審議を実施。



再評価

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

- 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱
河川事業、ダム事業について、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。**

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第6 事業評価監視委員会

- 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を**事業評価監視委員会に報告するものとする。**

事後評価

河川及びダム事業の事後評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

- 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。**

河川及びダム事業の事後評価実施要領細目

第6 事業評価監視委員会等

- 実施要領第6の5の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を**事業評価監視委員会に報告するものとする。**

※河川整備計画変更に伴う事業再評価はフォローアップ委員会の中で実施。

河川整備計画の点検

- 1.点検は、事業再評価の実施時期等を勘案して実施
- 2.必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く
- 3.手続きは、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図など適切に行う

- ・流域の社会情勢の変化・地域の意向・事業の進捗状況
- ・事業の進捗の見通し・河川整備に関する新たな視点

※「河川整備計画の点検及び変更について」 H25.2.25付より

(再評価)

一括審議資料
イメージ

資料 ○
令和4年度第○回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

一括審議案件資料

1. 一般国道○○号○○バイパス
2. ○○川総合水系環境整備事業
3. ○○港○○地区国際海上コンテナターミナル整備事業

令和4年○月○日

国土交通省 関東地方整備局

令和4（2022）年度 第1回 事業評価監視委員会一括審議案件一覧

事業区分	事業名	再評価理由 ※1	事業採択	前回評価	全体事業費 (億円)	完成予定年度 ※2	B/C	前回評価からの主な変更点及び理由	再評価の視点	関係自治体の意見	前回評価時の付帯意見及び対応	対応方針 (原案)
道路	1 一般国道〇〇号 〇〇バイパス	④	HO	H28	〇	HO	1.3	事業期間、事業費の軽微な変更はあるが、前回評価から事業全体に大きな変更は生じていない。	当該事業は、渋滞の緩和、沿道環境の改善、関連事業との連携による公共交通機関の利便性向上などの観点から、事業の必要性が高く、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	(〇〇県知事からの意見) ・本事業は、国道〇〇号と環状〇号線を立体交差化するもので、混雑していた〇〇駅周辺の交通渋滞の緩和に大きく寄与している。 ・また、沿道環境の改善や駅周辺のまちづくりとの連携による利便性向上の観点から、事業の必要性は高い。 ・このため、必要な予算を確保し、早期完成に向け、事業を推進されたい。特に、残る電線共同溝整備や側道・歩道整備、線形改良工事を実施し、早期の効果発現を図ること。 ・さらに、事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減を図るなど、効率的な事業推進に努めること。	【付帯意見】 ①引き続き周辺交通へ与える影響に対する対策に十分努めること ②工事進捗について地元住民への丁寧な周知に努めること 【付帯意見への対応】 ①事業用地内に工事用道路を設置する事で沿線における工事用車両の通行を制限し、工事を実施した。 ②工事実施にあたっては、工事内容周知チラシの配布、掲示板による工事進捗状況を周知した。	継続
河川	2 〇〇川総合水系環境整備事業	④	HO	H28	〇	HO	3.9 ※3	事業に変更はない	当該事業は、誰もが安全かつ容易にふれあうことのできる水辺空間を確保する観点から、事業の必要性が高く、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	(〇〇県知事からの意見) 〇〇川の環境整備にあたっては、隣接する〇〇川との連続性や一体性を考慮して頂くとともに、関係機関との十分な調整等を踏まえた上での事業推進をお願いしたい。	なし	継続
港湾	3 〇〇港〇〇地区国際海上コンテナターミナル整備事業	④	HO	H28	〇	HO	3.3	事業に変更はない	当該事業は、コンテナ船の大型化や取扱貨物量の増大等に対応し、物流の効率化を図る観点から、事業の必要性・重要性は高く、引き続き事業を継続し効果発現を図ることが妥当と考えます。	本事業は、東日本最大の〇〇輸出拠点であり、我が国の産業や経済を支える重要な役割を担っています。 〇〇の効率的な海上輸送を実現し、〇〇港の国際競争力強化を図るためにも、本事業の継続は不可欠です。 つきましては、早期完成に向けて強力で事業を推進して頂きますようお願いいたします。	なし	継続

※1 再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

※2 費用便益比算定上設定した完成予定年度等。

※3 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないこと等から、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。計算条件に用いた事業期間は、前回評価時の結果を用いているため、完成予定年度と異なる場合がある。

(1) 一般国道〇号〇〇バイパス

一括審議資料
イメージ

1. 目的

- ・交通渋滞の緩和
- ・〇〇道関連交通への対応
- ・地域産業の活性化

2. 事業概要

区 間 : 自) 〇〇県 〇〇市 〇〇
至) 〇〇県 〇〇市 〇〇

計画延長・幅員 : 21.5km・38.5m

車 線 数 : 4~6車線

計画交通量 : 41,800~62,100台/日

事業化 : 平成〇〇年度

全体事業費 : (前回) 約〇〇億円 (今回) 約〇〇億円

各事業の感度分析範囲内の増額

3. 事業の進捗状況等

- ・当該事業の用地取得率は100%
 - ・令和〇年〇月に全線4車線開通済み。
 - ・現地条件の変更に伴う増加
- ※社会情勢等に大きな変化は見られない。

4. 事業の効果等

- ・国道〇号現道の交通量が約1割減少。
- ・並行県道の大型車交通量が約半減
- ・沿線に多くの工業団地整備等開発需要を喚起
- ・渋滞緩和、時間短縮等、物流効率化に貢献

5. 事業の投資効率性

	【事業全体】	【残事業】
	(前回) (今回)	(今回)
総便益B:	〇〇億円 約〇〇億円	B: 約〇〇億円
総費用C:	〇〇億円 約〇〇億円	C: 約〇〇億円
B/C=	3.5 〇.〇	B/C= 〇.〇

6. 概要図



7. 対応方針(原案)

- ・事業継続とする。
- ・本事業は、交通渋滞の緩和、圏央道関連交通への対応、地域開発の活性化等の観点から、事業の必要性・重要性は高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考える。